



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第762号 令和6年11月8日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
537	第49期労働者委員の補欠委員について候補者の推薦を求める件	労働雇用政策課
538	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
539	同	同
540	同	同
541	同	同
542	保安林の指定を解除する件	森林土木・保全課

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
99	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件	

【正誤】

番号	表題	担当課名
	令和6年10月15日付け徳島県報第753号徳島県告示第493号中訂正	地域共生推進課

徳島県告示第五百三十七号

徳島県労働委員会の第四十九期の労働者委員の補欠委員について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり候補者の推薦を求める。

令和六年十一月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 補欠委員の数

二人

二 推薦資格

本県の区域内のみに組織を有し、かつ、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。

三 労働者委員候補者の資格

法第十九条の十二第六項において準用する法第十九条の四第一項の規定による欠格者及び法令の規定により兼職に関する制限を受ける者でないこと。

四 推薦期間

令和六年十一月八日（金曜日）から同年十二月六日（金曜日）まで

五 推薦手続

この推薦手続に参加する労働組合は、資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して徳島県労働委員会に提出し、四の推薦期間中に法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の証明を受け、その証明書を添えて推薦書を提出すること。

なお、資格審査申請書は、令和六年十一月二十二日（金曜日）までに、徳島県労働委員会に提出すること。

1 組合規約

2 労働協約（労働協約に付随する覚書等を含む。）

3 組合役員名簿

4 組合会計の決算書の写し

5 職制及び非組合員の範囲一覧表

6 組合組織一覧表

六 推薦の方法

この推薦手続により提出する書類は、徳島県生活環境部労働雇用政策課に提出すること。

徳島県告示第五百三十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十一月八日から令和七年三月八日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年十一月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友ファイナンス&リース株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目三番二号	橋 正喜

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アクロスプラザ徳島大松
所在地 徳島市大松町榎原外七七 一一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目五番三六号	寺西 豊彦
株式会社マツクハウス	東京都杉並区梅里一丁目七番七号	舟橋 浩司
株式会社ローソン	同 品川区大崎一丁目一番二号	竹増 貞信
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
徳島市農業協同組合	徳島市万代町五丁目七一番地一一	松田 清見

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目五番三六号	寺西 豊彦
株式会社マツクハウス	東京都杉並区梅里一丁目七番七号	石野 孝司
株式会社ローソン	同 品川区大崎一丁目一番二号	竹増 貞信
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖二
徳島市農業協同組合	徳島市万代町五丁目七一番地一一	松田 清見

4 変更年月日

令和六年五月二十二日

二 届出年月日

令和六年十月二十四日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島

県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和六年十一月八日から令和七年三月八日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百三十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十一月八日から令和七年三月八日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年十一月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
リコーリース株式会社	東京都千代田区紀尾井町四番一号	中村 徳晴

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス阿南店
所在地 阿南市日開野町谷田八九一番地ほか

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	多田 高志

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	五味 肇

4 変更年月日

令和六年三月一日

二 届出年月日

令和六年十月二十四日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び阿南市産業部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和六年十一月八日から令和七年三月八日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二二六六七

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 意見の内容
- (三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び阿南市産業部商工政策課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十一月八日から令和七年三月八日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年十一月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目二番二号	濱野 敬一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス新鴨島店

所在地 吉野川市鴨島町鴨島二二番七ほか

3 変更事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前 (仮称)ダイレックス新鴨島店

変更後 ダイレックス新鴨島店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目二番二号	西野 敏哉

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	東京都港区芝浦一丁目二番二号	濱野 敬一

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	多田 高志

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
ダイレックス株式会社	佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地	五味 肇

4 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

二 届出年月日

令和六年十月二十四日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和六年十一月八日から令和七年三月八日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び吉野川市産業経済部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和六年十一月八日から令和七年三月八日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和六年十一月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
第一リース株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	向島 亨

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス石井南店
所在地 名西郡石井町石井字石井三九三番地一ほか

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
第一リース株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	吉田 勝彦

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
第一リース株式会社	東京都港区虎ノ門一丁目二番六号	向島 亨

4 変更年月日

令和六年四月一日

二 届出年月日

令和六年十月二十四日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び石井町産業経済課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和六年十一月八日から令和七年三月八日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二二六六七

2 意見書に記載すべき事項

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 意見の内容
- (三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び石井町産業経済課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年十一月八日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
徳島市伊賀町一丁目九、十の一、十の二
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

徳島県選挙管理委員会告示第九十九号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和六年一月七日から施行する。

令和六年十一月八日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表28の項中「徳島市八多町小倉76」を「徳島市八多町三反地43」に改める。

令和六年十月十五日付け徳島県報第七百五十三号徳島県告示第四百九十二号中次のとおり訂正

一	ページ		
十四	行		
	字中ノ越	誤	
	字仲ノ越	正	